

申告について

申告には、確定申告と住民税の申告があります。収入や扶養などの申告内容が同じなので混同しやすいですが、別の申告になりますのでご注意ください。

確定申告は、所得税(国税)の申告になり提出先は税務署です。住民税の申告は、住民税(地方税)の申告になり提出先は市区町村です。

確定申告は住民税の申告も兼ねますので、確定申告をした方は住民税の申告をする必要はありません。

ただし、上場株式等に係る譲渡所得・配当所得等について、住民税の課税方式を選択する場合には住民税の申告書の提出が必要です。(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式の選択についてをご覧ください。)

「確定申告」と「住民税の申告」の比較

	税の種類		提出先	相互関係
確定申告	所得税	国税	税務署	住民税の申告を兼ねる
住民税の申告	住民税	地方税	市区町村	確定申告を兼ねない

住民税の申告について

原則、住民税の賦課期日である1月1日現在における住所地の市区町村へ3月15日までに所得等を記載した住民税の申告書を提出しなければなりません。**ただし、提出する必要がない場合があります。**

住民税の申告が必要な方の一例

- ◎収入のなかった方(同一世帯内の人に扶養されている方は除く)
- ◎非課税所得のみを受けていた方(遺族年金、障害年金、雇用(失業)保険受給者など)
- ◎勤務先に給与支払報告書を提出してもらえない方(提出は法令で義務付けられています)
- ◎扶養親族などの所得控除を追加する場合で、所得税の影響がなく、住民税の影響のみある方

住民税の申告が不要な方の一例

- ◎確定申告をする方
- ◎前年中の所得が1箇所からの給与のみで、勤務先から市区町村に給与支払報告書が提出されている方(給与支払報告書の提出は、法令によって給与支払者の義務とされています。提出しているかの確認は勤務先にしてください。)
- ◎収入が公的年金等収入のみで、収入金額が65歳以上で155万円以下、65歳未満で105万円以下の方(ただし、扶養親族や寡婦等の追加等をする方、または遺族年金、障害年金などの非課税年金のみの方は、申告の必要があります。)
- ◎同一世帯の方に扶養されている方(扶養者が年末調整や確定申告などで扶養の申告をしている場合に限りです。)

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において総合課税又は申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

上場株式等に係る譲渡所得等についても、個人住民税において申告分離課税を選択する場合には、上記と同様、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。申告分離課税を選択した場合には、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可能となりますが、個人住民税においてその適用を受けるためには、毎年連続して、納税通知書の送達までに、譲渡損失に係る事項を記載した確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

なお、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選択することが可能です。その場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出する必要があります。